

雫石町監査委員告示第 6 号

先に地方自治法第 199 条第 4 項の規定により報告した、令和 6 年度定期監査（期中監査）の指摘事項及び注意事項に基づき講じた措置について、措置を講じた旨報告されたので、同条第 14 項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 14 日

雫石町監査委員	小 田 純 治
同	階 研 太



零 総 第 0701018 号

令 和 7 年 1 月 8 日

雫石町代表監査委員 小田 純治 様

雫石町長 猿 子 恵 久

令和6年度定期監査（期中監査）の指摘事項及び注意事項に基づき講じた措置について
標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

◆個別事項

（1）防災課

[指摘事項]

防犯街灯台帳整備及びLED改修設計業務委託（西山地区）について、積算根拠となる資料の添付が不足していたため、今後は必ず添付されたい。

[措置方針]

当該業務については、不足の積算根拠資料を添付した。本件を踏まえ、今後適切な事務執行に努めることとする。

（2）農林課

[指摘事項]

雫石町農事実行組合運営支援業務委託について、毎年4月第2木曜日から農事実行組合に対する配布物があるため、当該委託契約を年度当初に締結すべきであるが、農家戸数の確定値が示された後に委託契約を締結していることが明らかとなった（昨年度の契約締結日は12月4日）。農家戸数の前年度実績により4月1日付けで委託契約を締結し、当該戸数に変更が生じた際には変更契約で対応するよう、今後の契約事務を改められたい。

[措置方針]

次年度から指摘のとおり年度当初に契約し、変更が生じた際には変更契約で対応するよう事務改善する。